

独立行政法人国立女性教育会館の中期目標

平成23年3月2日
(平成27年11月26日変更)
文部科学大臣指示

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

男女共同参画社会の実現は、男女ともに生きやすい活力ある社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題とされている。これまで、男女共同参画社会基本法の制定やこれに基づく男女共同参画基本計画等による施策の実現により、我が国における男女共同参画社会の形成は着実に進展してきているが、まだ道半ばの状況にあり、今後も課題解決のための不断の取組が必要である。

男女共同参画社会の実現のためには、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進する必要がある。このために教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

男女がともに個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、女性を始めとする多様な人材の活用、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画の推進が求められている。こうした状況に対応するためには、女性のエンパワーメントが不可欠であり、女性の生涯にわたる学習機会の充実や社会参画の促進を図る必要がある。

また、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進が求められている。

独立行政法人国立女性教育会館の役割は、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成に資するものである。第三期中期目標期間においてその役割を果たすため、全国の各地域において、男女共同参画及び女性教育を推進する基幹的指導者等によるネットワーク組織が構築され、新しい公共を担う人材育成を含めた研修や交流活動が実施されることを目指し、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、機能の更なる充実・深化を促進する。

今後は、社会における男女共同参画の状況を踏まえ、関係府省との連携を一層強化することとし、さらに、従来の成人女性・女性教育団体に加え、教育の対象者・対象機関を広げて男女共同参画を推進する取組を活性化させる。

以上のことを踏まえ、第三期中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上

男女共同参画及び女性教育を推進する人材育成の拠点として、地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学、企業等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い研修等を実施する。

研修の実施に当たっては、基幹的指導者の資質・能力の向上のために必要な事項等について調査研究を行い、その成果を研修の内容等に反映させる。

さらに、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、研修の対象者や課題等を厳選するとともに、研修効果の普及状況を的確に把握し事業に反映させる。

なお、大学等の教職員に対する研修については、高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう留意する。

2 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及

男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題（例えば、女性の活躍による社会の活性化、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画の推進、男性の家庭・地域への参画促進、生涯を見通した総合的なキャリア教育等）に関する調査研究を行い、その成果に基づき学習プログラムの開発や教材の作成等を行う。キャリア教育については、大学等と協働して取り組む。

さらに、開発した学習プログラムによる研修をモデル的に実施し、その成果を普及することにより、地方公共団体等が同課題に関する研修等を独自に企画・実施するよう支援する。

なお、時宜に適った調査研究・研修を行う観点から、地域での活用状況等も踏まえ、期間を定めて計画的に調査研究・研修内容を見直すものとし、研修の実施に当たっては、研修の趣旨に応じて対象者等を厳選する。

3 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等

男女共同参画及び女性教育を推進するための情報拠点として、男女共同参画・女性教育・家庭教育に係る統計等に関する調査研究等を行い、その成果をインターネット等を通じて全国に普及する。

また、構築したポータルとデータベースについて、地方公共団体等が関連の事業を企画・実施する際に活用しやすいよう、利便性を向上させるとともに、所蔵する図書を女性関連施設や大学等に貸し出すことで学習者への支援を行う。

さらに、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う

女性アーカイブを充実し、実務者を対象とした専門的な研修を実施するなど、成果を全国的に還元する。

なお、調査研究等の成果を効果的に還元する観点から、利用状況を的確に把握し、事業に反映させる。

4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等や関係府省との連携協力の推進

女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等と連携・協働するとともに、各関係府省との連絡会を開催するなど連携を強化することにより、効果的な事業を実施する。

また、調査研究の成果やこれまでに蓄積された専門的な情報等を各機関・団体等に提供するとともに、情報交換し交流する場を提供することにより、女性関連施設等のネットワークの中核として、地域における男女共同参画の推進を支援する。交流機会の提供については、大学、企業等からの参加を促進する。

5 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進

開発途上国、特に、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）加盟国の行政・教育担当者等を対象として研修を実施するなどにより、各国の男女共同参画及び女性教育に関する人材を育成する。

さらに、これまでに構築した海外との協力体制を強化し、調査研究等の協働事業を行うとともに、研修参加者のネットワーク形成や、研修の成果を広く社会に還元するなどにより、世界とりわけアジア太平洋地域における男女共同参画及び女性教育の人材育成のための拠点としての機能を強化する。

6 利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進

利用者に対し、男女共同参画及び女性教育に関する理解を促進するため、利用者のニーズに応じた情報提供を行うとともに、学習教材を開発し、インターネット等を通じて全国に普及する。

また、大学、企業等との連携強化を進め、これらの関係者の利用を促進する。

さらに、広く国民に対しても、男女共同参画及び女性教育に関する情報を分かりやすく提供する。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

1 適正な法人運営体制の充実

理事長のリーダーシップのもと、国民に対してより質の高いサービスを提供するため、ガバナンスの保持及び内部統制の充実など適正な法人運営体制の充実を図る。

また、外部の有識者及び関係府省からなる「国立女性教育会館運営委員会」におけ

る意見や議論を参考に、事業運営を行う。

2 人件費・管理運営の適正化

人件費については、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組み及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、見直す。

さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し、効率化等に取り組むことにより、一般管理費（公租公課及び利用の増加による支出増を除く。）については、平成22年度と比して15%以上、業務経費（外部資金で実施する事業費及び利用の増加による支出増等を除く。）についても5%以上の効率化を図る。

なお、研修施設及び敷地面積等の保有資産については、不断の見直しを行い、法人として保有し続ける必要があるかを検証し、利用実態・土地形状等を踏まえた研修に必要な施設等へ限定することにより、維持管理費を縮減する。

3 業務運営の改善及び効率化

事務・事業の見直し、検証を行うとともに、必要に応じて組織の再編整理等を行うことにより、業務運営の効率化を進める。

また、計画的な配置転換や人事交流等により、柔軟な体制をとることで、組織の活性化を図るとともに、研修等を行い、職員の資質を向上させる。

さらに、客員研究員の活用体制を工夫し、職員との連携のもと、充実した体制とする。

4 業務運営の点検・評価

業務全般について、参加者や利用者及びその所属先等の評価等を踏まえて自己点検・評価を実施する。

また、適時適切に外部評価を受け、業務に関する客観的意見も取り入れ、業務の改善を不断に行う。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 取引関係の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、コストを削減し公正性、透明性を確保する。

2 自己収入の拡大

外部資金の積極的導入や利用者の拡大、利用料金の見直し、データベース利用に係る課金システムの導入等により、自己収入を拡大する。

V その他業務運営に関する事項

1 長期的視野に立った施設・設備の整備、施設管理の実施

利用者の視点に立った快適な研修環境の形成のための施設整備を計画的に進めるとともに、施設を有効に活用する。

2 情報セキュリティ対策

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。